

第3章
第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章(市土の利用目的に応じた区分毎の規模の目標及びその地域別の概要)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は次のとおりである。

3 - 1 土地利用に関する法律等の適正な運用

国土利用計画法をはじめとする土地利用関係法令(都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等)の適正な運用、及びこれらに基づく土地利用に関する諸計画の充実を図る。また、花立山や津古の森などについて、有効な法指定の適用を検討する。

3 - 2 地域整備施策の推進

新たに創出される商業・交流拠点となる大保地区において、大型商業施設の立地に対応し拠点地域としての都市機能の充実を図る。

小郡リバーパーク拠点地区の地区計画の区域において制度の運用により、良好な住環境の充実を図る。

農振農用地区域のうち、必要な地域については、生産条件を向上させ優良農地として保全するために、農家の意向を尊重しながら生産基盤の整備を進める。

筑後小郡 IC 周辺の既存工業団地ならびに主要地方道久留米筑紫野線沿線、及び鳥栖 JCT 周辺の産業・業務集積地は、農振農用地区域の見直しや計画的な企業の誘導を図りながら、周辺の自然環境や生活環境と調和した計画的な土地利用を進める。特に筑後小郡 IC 周辺については、流通業・倉庫業だけでなく製造業務も誘致するため、地区計画の適用等を進め、企業誘導を図る。

3 - 3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保

大規模な開発行為等については、公園や緑地を充分確保するとともに、自然環境、生活環境に与える影響を見極め、環境保全に充分配慮するものとする。また、小規模な開発行為についても民地内の緑化を推進し、住環境や都市環境の保全に努める。

良好な住環境の維持・推進を図るため、公園、広場、緑地などの緑とふれあえる場所を確保するとともに、生活道路の整備などを行う。

本市の環境のシンボルである宝満川の水質の保全、農業用水の確保及び治水対策のため、下水道整備の推進や流域の農用地・山林の保全に努める。また、河川について貴重な生物の生育・生息空間としての機能や市民から見た快適な親水性を高めるような環境整備を推進する。

小郡官衙遺跡群をはじめとする貴重な歴史・文化遺産等、地域資源の保全及び活用のための整備を推進する。

3 - 4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進

農用地の利用転換については、本市の社会・経済的振興及び地域農業への影響、環境保全、防災、景観形成などに配慮し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制しながら、優良農用地の確保に努める。また、中核農家への農地の集積を図る。

森林の利用転換については、水源かん養、防災、景観及び生物多様性保全等の公益的機能の維持を最優先とすることから、原則として抑制しその保全を図る。

3 - 5 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発

土地政策の的確な実施のため、自然環境の保全状況、土地利用の動向及び土地取引の状況などに関する土地情報を総合的、系統的に調査し市土の実情を把握する。

また、市民による市土への理解を促し、本計画の総合性と実効性を高めるため、調査結果の普及や啓発を図る。

3 - 6 計画の推進

本計画の目標を達成するため、市土利用上の施策の現状と課題及び計画達成状況の把握などの管理運営を適切に行う。

また、早急に抜本的な解決策の確立が必要な土地利用上の個別的な事項については、広範にわたる諸制度とその運用の調整を行うとともに、地域社会における合意に基づいて検討していく。